

学校法人敬心学園 学術研究誌・編集規程

(目的)

第1条 学校法人敬心学園の学術研究誌『敬心学園・職業教育研究ジャーナル』(英文名 Keishin Journal of Vocational Education and Training) (以下、本誌という) の編集は、本規程の定めるところによる。

(適用対象)

第2条 本誌は、原則として本学園の教職員及び職業教育研究開発センターに所属する研究員(含む客員研究員)等の学術研究等の発表にあてる。

(資格)

第3条 本誌に投稿できるものは、第2条が適用される者とする。ただし、編集委員会が招待した者はこの限りではない。

(発行)

第4条 本誌は、当分の間原則として1年1巻とし発行するものとする。

(内容)

第5条 本誌掲載の内容は、原則として執筆要領及び投稿要領に定められた範囲とする。

(編集)

第6条 本誌の編集は、学校法人敬心学園「職業教育研究開発センター運営規程」(以下「運営規程」という。)に基づき、学術研究誌編集委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、各学校から選出された教職員及び職業教育研究開発センター所属担当者2名を基本とし、加えて委員会より依頼する客員研究員などで構成する。

2 委員会には委員長を置き、委員長は委員会を主宰する。委員長は、職業教育研究開発センターセンター長とする。

3 副委員長は、前項に規定する委員から委員長が指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、これを代行する。

(委員の任期)

第8条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(原稿依頼)

第9条 委員会は、必要により特定の個人または団体に対して原稿の依頼を行うことができる。

(原稿の修正)

第10条 掲載決定の通知を受けた執筆者は、定められた期日までに、最終原稿を提出するものとする。その際には、必要最小限の修正が認められる。

(原稿の校正)

第11条 執筆者による校正は、原則として1回とする。校正は赤字で行い、指定の期限内に返送すること。

(原稿の返却)

第12条 本誌に投稿された原稿は、原則として返却しない。

(原稿料)

第13条 本誌に投稿掲載された依頼原稿以外には、原稿料等は支払わない。

- 2 原則的に論文掲載料は無料とする。ただし、編集及び図表等の作成が必要であり、特定の費用を要する場合、超過分の実費に相当する額は執筆者の負担とする。

(委員会の役割)

第14条 原稿の掲載は、委員会の決定による。

- 2 委員会では、投稿原稿の審査のため、査読委員をおく。
- 3 査読委員は委員会の推薦に基づき、委員長が委嘱する。委嘱要項は別に定める。

(不服申し立て)

第15条 原稿掲載不採択の結果に異議があった場合、執筆者は定められた手続きにより文書にて委員会に申し立てることができる。

- 2 委員会の対応に不服がある場合、職業教育研究開発センター運営委員会に不服を申し立てることができる。

(投稿要領)

第16条 原稿の投稿は、所定の投稿要領にしたがう。

(著作権)

第17条 本誌に掲載された著作物の著作権は、学校法人敬心学園に帰属し、無断での複製、転載を禁ずる。ただし、執筆者の所属する大学等の機関リポジトリへの掲載については、これを妨げないものとする。

- 2 執筆者の所属する 大学等は掲載の許諾を求める必要はないものとし、掲載にあたっては、出典（誌名、巻（第10巻までは巻号）、頁、出版年）を明記しなければならない。

（事務局）

第18条 委員会は、学校法人敬心学園職業教育研究開発センター事務局に置く。

（委任規定）

第19条 本誌の発行に関し、本規程に定めなき事項については、委員会においてこれを定める。

（規程の改廃）

第20条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月20日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年2月17日から施行する。
- 3 この規程は、令和5年12月11日に改定、同日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年7月29日に改定、同日から施行する。
- 5 この規程は、令和8年3月11日に改定、令和8年7月1日から施行する。